



第15回市場公募地方債発行団体合同IR説明会 ～共同発行債の商品性と今後の取組み

平成28年10月21日

共同発行債 幹事団体

静岡県経営管理部財務局

財政課参事 青山秀徳



目次

1. 共同発行市場公募債のこれまでの歩み
2. 共同発行市場公募債の商品性
3. 平成28年度の動向
4. 平成28年度共同発行市場公募債の発行計画
5. 今後の取組み

1. 共同発行市場公募債のこれまでの歩み

経緯

- ・公的資金中心の資金調達から民間資金へのシフト
平成15年度地方債計画では民間資金のウェイトが約半分まで増加

狙い

- ・地方債市場におけるベンチマークとしての商品発行
- ・安定的かつ有利な民間資金調達の必要性

共同発行市場公募債の根拠

地方財政法

第5条の7

「証券を発行する方法によって地方債を起こす場合には、2以上の地方公共団体は議会の議決を経て共同して証券を発行することができる」

1. 共同発行市場公募債のこれまでの歩み

発行団体数と発行額の推移

(単位: 億円)

年度	新規参加団体	脱退団体	団体数	発行額
H15	北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市		27	8,470
H16			27	12,430
H17			27	13,080
H18	熊本県、鹿児島県		29	13,240
H19	大分県、静岡市	福岡県、横浜市、名古屋市	28	12,140
H20	岐阜県、新潟市		30	12,300
H21	福島県、岡山県、徳島県		33	13,900
H22	三重県、奈良県		35	16,200
H23			35	15,360
H24	福井県		36	15,150
H25			36	15,170
H26			36	14,740
H27			36	14,210
H28			36	12,040 (予定)

1. 共同発行市場公募債のこれまでの歩み

- 平成23年7月に発行した第100回共同発行市場公募債が DealWatch Awards2011(ディールウォッチ・アワード2011)地方債部門を受賞

【評価された点】

共同発行市場公募債設立時に想定していた
3つのメリットをバランスよく発揮

- ①発行コストの低減
- ②市場評価に対するセーフティネットの形成
- ③地方債市場全体のベンチマーク債としての機能の発揮

DEALWATCH
AWARDS 2011

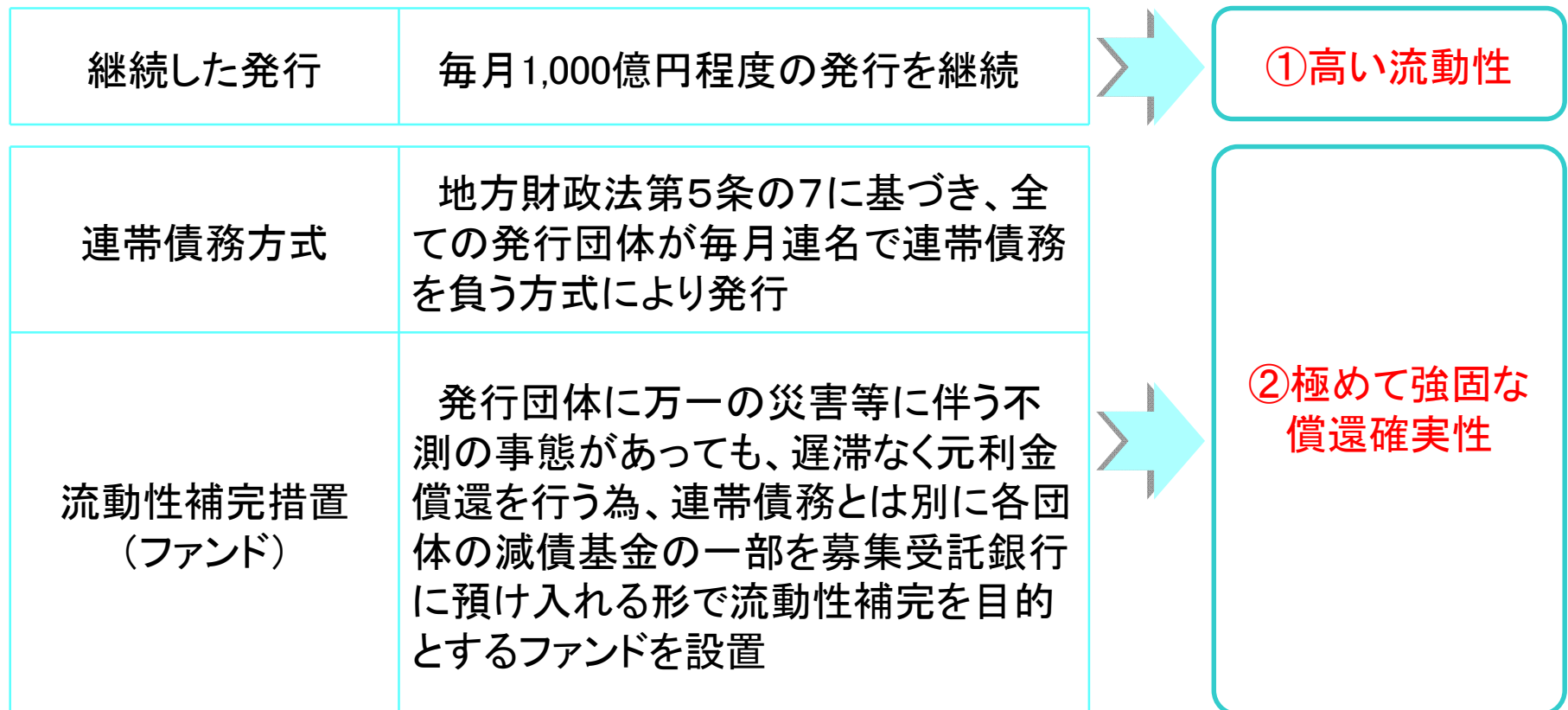
CELEBRATING THE ACHIEVERS IN JAPAN'S CAPITAL MARKETS



THOMSON REUTERS™

2. 共同発行市場公募債の商品性

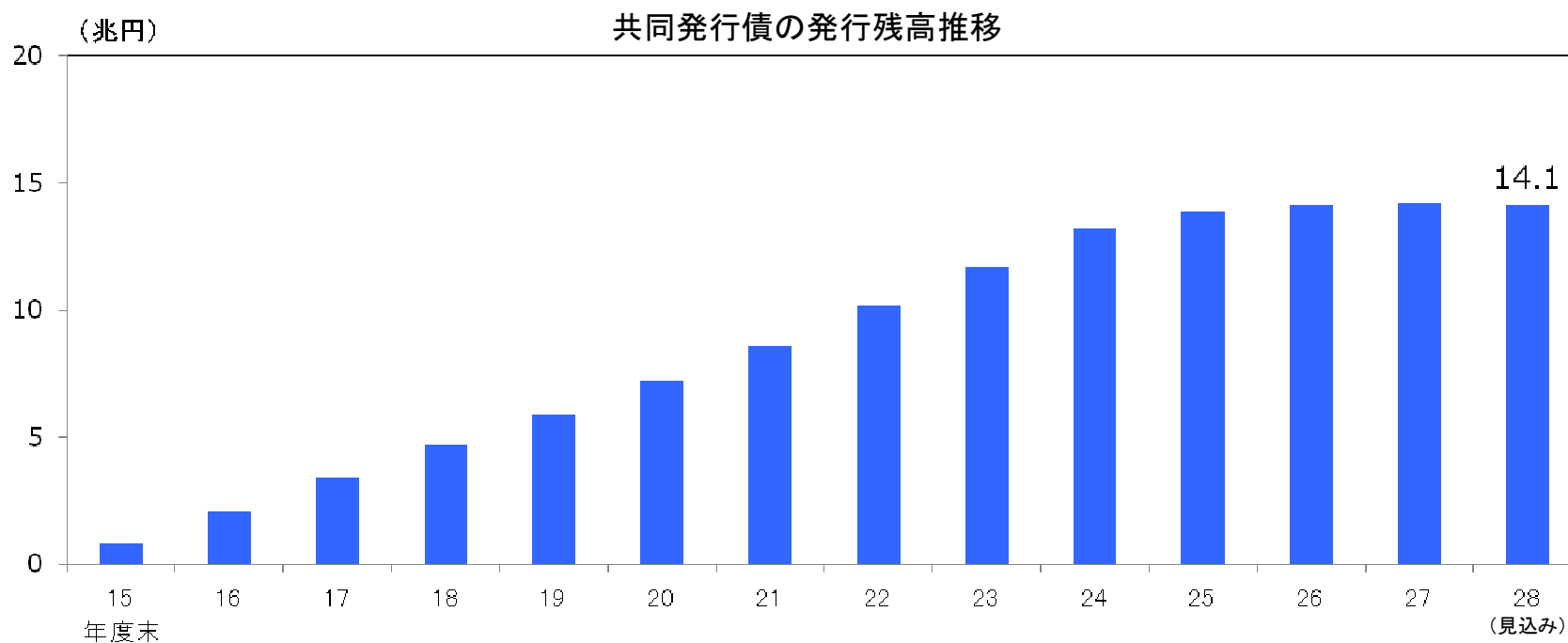
- ・毎月一定額以上を発行する計画であり、高い流動性を確保
- ・連帯債務方式及び流動性補完措置により、極めて強固な償還確実性を実現
→ これらにより、投資商品としての優れた商品性を確保



2. 共同発行市場公募債の商品性

①高い流動性の確保

- ・毎月、1,000億円程度の発行を継続しており、流動性の高い商品。
特に、大きなロットでの投資を志向する投資家の投資ニーズにマッチ。
- ・現在の発行残高で14兆円を超えるなど、地方債市場全体のベンチマーク銘柄としての地位を確立。



2. 共同発行市場公募債の商品性

②極めて強固な償還確実性の実現

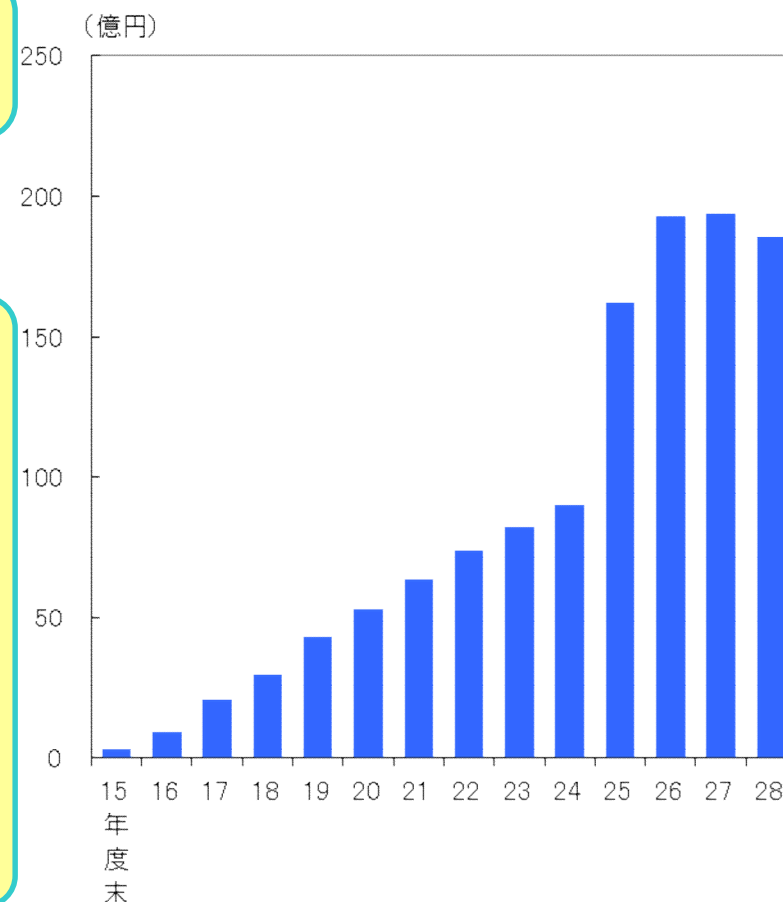
【連帯債務方式】

- 共同発行参加団体による連帯債務方式を採ることで、償還確実性に関して極めて強固な仕組みを実現。

【流動性補完措置(ファンド)】

- 発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預ける形で流動性補完を目的とするファンドを設置。
- その年度において最も元利金支払の額が多い月の元利金支払額の1/10程度の額を維持するよう、各参加団体がそれぞれ所要額をファンドに毎年度積み立て。
- 当該ファンドにより、不測の事態にも期日どおり元利償還を行うことが可能(タイムリー・ペイメントの確保)。

流動性補完ファンド残高の推移



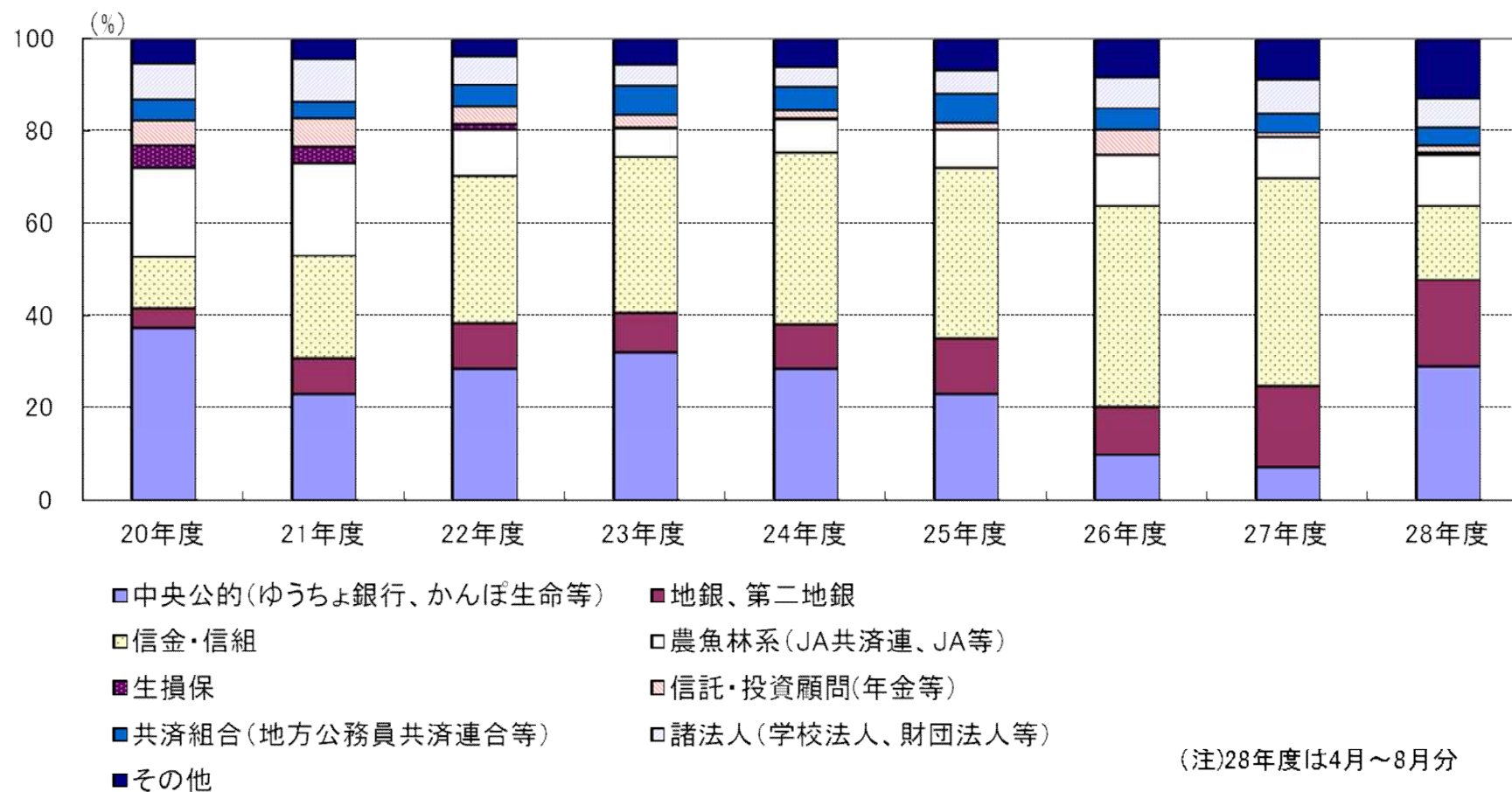
(注)28年度末は見込み

3. 平成28年度の動向

①販売先の特徴

・投資家の業態別内訳をみると、中央投資家の割合が増加。

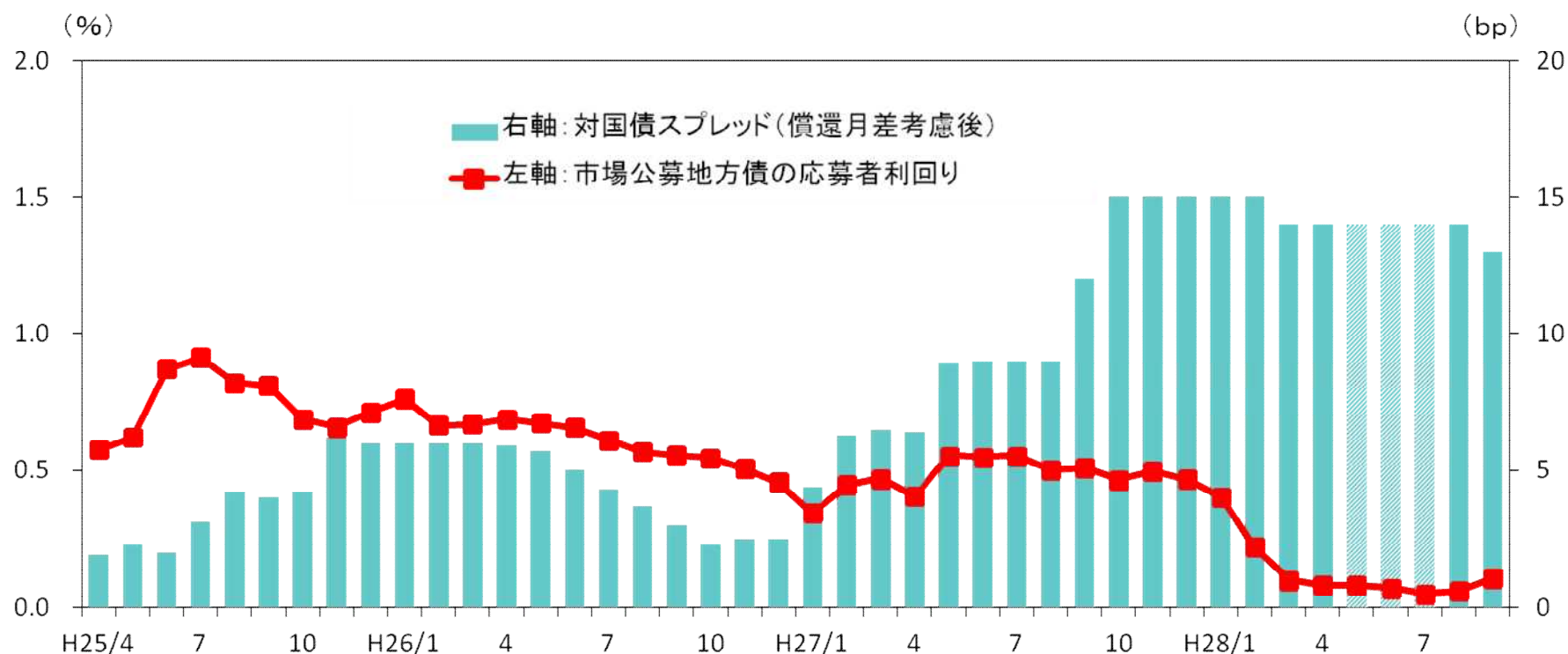
共同発行債の販売先の推移



3. 平成28年度の動向

②発行スプレッド・応募者利回りの動向

・近年では、日銀による金融緩和を受け、10年国債金利が低下。地方債の対国債でのスプレッドは拡大したが、応募者利回りは、低位で推移している状態。



(※) 28/5～7月債は、絶対値でのプライシングが行われた(同期間の対国債スプレッドは、スプレッドプライシングが有効であった場合の水準)

4. 平成28年度共同発行市場公募債の発行計画

- ・28年度の参加団体は36団体。
- ・発行総額(計画)は1兆2,040億円(※)。

(※)各団体の予算案において、連帯債務対象額を債務負担行為として計上

- ・毎月、1,000億円程度の発行を計画。

参加団体

- ・道府県 24団体 (市場公募債発行団体35団体のうち約7割が参加)
- ・政令市 12団体 (市場公募債発行団体20団体のうち6割が参加)

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

4. 平成28年度共同発行市場公募債の発行計画

発行計画

(単位: 億円)

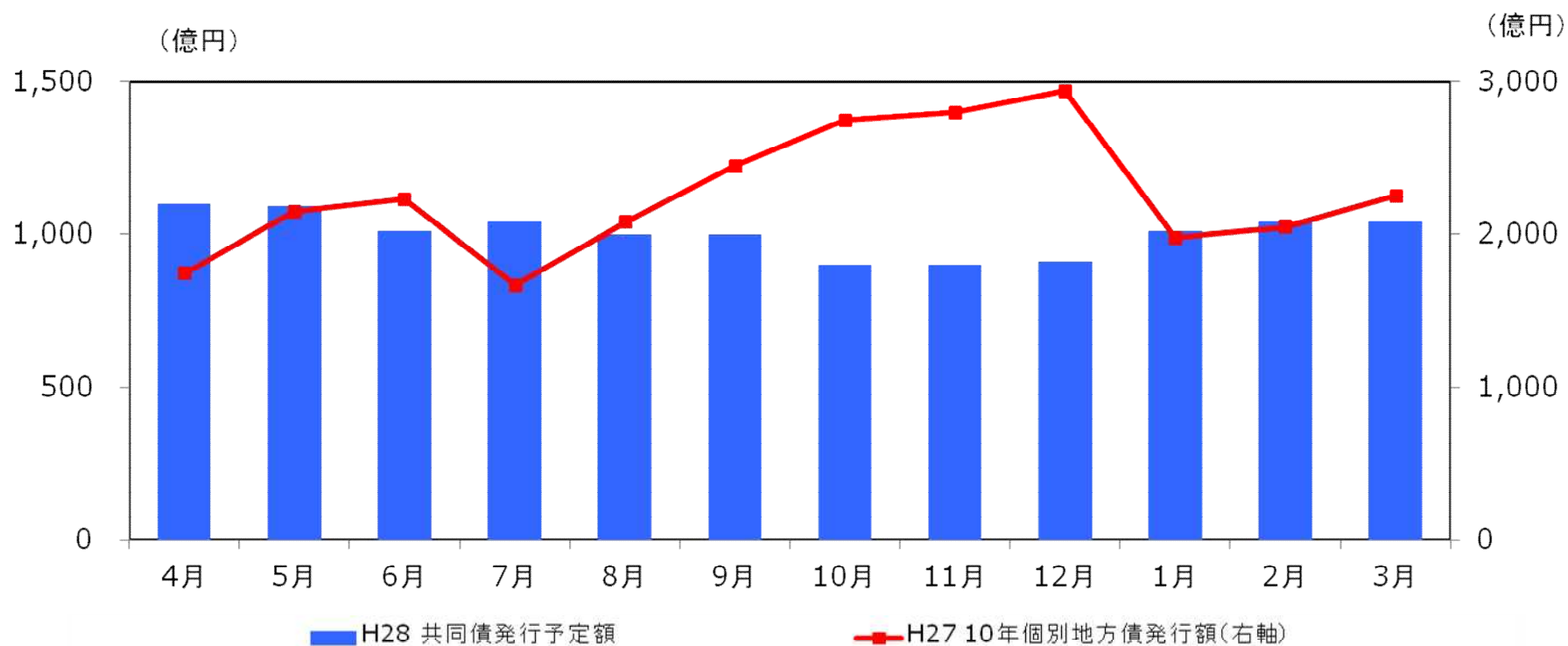
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
発行予定額	1,100	1,090	1,010	1,040	1,000	1,000	900	900	910	1,010	1,040	1,040	12,040
北海道	80	100		100	80	100		80		100	100	60	800
宮城県	50			50	100		100			100			400
福島県	40	30				40		20	50	50			230
茨城県	60	60	60	60			30				30		300
埼玉県	80	100		80	100			60			80		500
千葉県		50				100			50			100	300
神奈川県	50			100				50				100	300
新潟県	50	70	70	90	40	40	40	40	40	40	40	40	600
福井県			10			10		30				50	100
長野県		90	40	40	100		90			90			450
岐阜県		20		20		40		40		40		40	200
静岡県	30					30			80	80			300
愛知県		50			100		100				50		300
三重県			10			40	10				40		100
京都府	50	50	50	100	50	50			50	50		50	500
大阪府			100			100	100	100	100	100	100	100	800
兵庫県	50	100	100	50	50	50	100	50	50	100	50	50	800
奈良県		10				10	40			40			100
岡山県			20			30			20		30		100
広島県	100		100		100		100		100		100		600
徳島県			30			30		90				100	250
熊本県	50		50	50	50				50		50		300
大分県			50			50			50	50			200
鹿児島県	50	50	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	700
札幌市	80	70				60	30			30		30	300
仙台市	60	30	30	30	30	30	30	30	30		30	30	360
千葉市	80	30		40				50	30		30	40	300
川崎市		50	50		40			30			30		200
新潟市			40	40			10			10			100
静岡市			10			30			30			30	100
京都市			50	50	50			50	50	50	50		350
大阪市	50					70	60		70			50	300
神戸市		80		10		10		20		20		60	200
広島市			30			20		30			20		100
北九州市	50	50	50	50	50			50				50	350
福岡市	40			20				20			70		150

4. 平成28年度共同発行市場公募債の発行計画

● 月別発行計画の考え方

- ①流動性・投資機会の確保の観点から、毎月一定程度の発行額を確保
- ②個別地方債の発行量も踏まえた10年地方債全体での月別発行量の平準化

個別地方債(10年)の発行量の多い10～12月は発行量を減少
個別地方債(10年)の発行量の少ない4～5月は発行量を増加



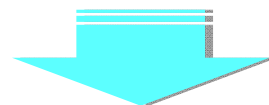
5. 今後の取組み

①市場との対話の一層の重視

- IRによる投資家層の拡大
 - ・共同発行債IRの実施
 - ・合同IRでのブース設置
 - ・海外IRの実施
- 市場関係者の皆様の声を真摯にお伺いし、商品性の向上を検討

②ベンチマーク債としての地位の確立

- セカンダリーも含めた価格の透明性向上策
 - ・HPから共同発行債売買気配情報の配信



地方債市場全体の活性化に寄与

(参考) 共同発行債のIRの状況

① 共同発行債IR

開催日	説明者	開催日	説明者
平成16年 2月	総務省	平成23年 3月	総務省、発行団体（京都市）
平成17年 2月	総務省	平成24年 3月	総務省、発行団体（埼玉県）、地方公共団体金融機構
平成18年 2月	総務省	平成25年 3月	総務省、発行団体（神戸市）、地方公共団体金融機構
平成19年 2月	総務省	平成26年 3月	総務省、発行団体（茨城県）、地方公共団体金融機構
平成20年 3月	総務省、発行団体（愛知県）	平成27年 3月	総務省、発行団体（広島市）、地方公共団体金融機構
平成21年 3月	総務省、発行団体（大阪市）	平成28年 3月	総務省、発行団体（静岡県）、地方公共団体金融機構
平成22年 3月	総務省、発行団体（千葉県）		

② 海外IR

開催日	開催都市	開催日	開催都市
平成20年10月	ロンドン、ベルリン、フランクフルト、パリ、ダブリン	平成25年11月	ドーハ、アブダビ、ドバイ
平成21年10月	ソウル、シンガポール、香港、北京	平成26年10月	ジュネーブ、チューリッヒ、フランクフルト、ロンドン
平成22年10月	ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム	平成27年10月	パリ、オスロ、ストックホルム
平成23年10月	ソウル、シンガポール、香港、北京	平成28年9月	フランクフルト、チューリッヒ、コペンハーゲン
平成24年10月	ロンドン、オスロ、ストックホルム、ヘルシンキ		

(参考) 共同発行市場公募債に関する情報発信

【ホームページによる情報提供】

- ◆ 共同発行団体連絡協議会HP
<http://www.kyodohakko.jp>
- ◆ 一般財団法人地方債協会HP
<http://www.chihousai.or.jp>